

教育委員会定例会事項書

令和6年5月14日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 3号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価
(事業マネジメントシート)について

議案第 4号 特定事業契約の変更について

議案第 5号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について

議案第 6号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について

議案第 7号 三重県立図書館協議会委員の任免について

5 報 告 題

報告 1 令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜
実施要項について

報告 2 令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 3 令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

報告 4 令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会の開催について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年4月23日(火)

開会 9時30分

閉会 10時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第1号 職員の懲戒処分について

議案第2号 令和6年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和6年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 1

県立学校の教育活動で使用するバス・マイクロバスに関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 1	令和5年2月17日	<p>(件名) 県立学校の教育活動で使用 するバス・マイクロボスに 関する請願書</p> <p>(要旨) 県立学校の部活動で使用 する、私有のバス・マイクロ バスの使用について、明確 な基準や手続きを県教育委 員会として定めるなどして、 統一的な運用を図ること。 県立学校敷地を通常保管に 用いている現状を改め、関 係法令を遵守すること。駐 車の程度が法令に反しない 程度であっても、県立学校 敷地を一定期間使用する場 合は明確な基準や手続きを 県教育委員会が定めるなど して統一的な運用を図るこ と。</p>	<p>みえ教育ネットワーク教 職員ユニオン 委員長 大原敦子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>県教育委員会では、「部活動等における児童生徒等の輸送に係わ る交通安全対策について(平成7年3月23日)」にて、教育活動(部活 動・特別支援学校の寄宿舎外での活動)における児童・生徒の輸送 のために、あらかじめ校長が、やむを得ない事情であると認めるとき は、職員は自家用車等を使用することができ旨を通知いたします。 当該通知では、「自家用車等とは、県有車以外で職員の通勤に使用 する車等の専ら職員が管理使用している車」と定めており、部活動に おける生徒の輸送のために使用されている職員名義のバスやマイク ロバスを含む統一した運用が定められています。 なお、学校敷地に駐車されているバス・マイクロボスについては、そ れぞれ本拠の保管場所があり、学校敷地を保管場所とはしていま せ んでした。 また、監査委員の付言をふまえ、「外部団体及び部活動で使用する バス等が学校施設を使用する場合の取扱いについて(令和5年3月2 8日)」にて、部活動で使用するバス等の恒常的な駐車に必要なス ペースについての取扱いを、県立学校長あてに通知し、書面による手 続きを行ったうえで駐車スペースを使用する統一した運用を行って います。 以上のことから既に実施しているものであり、本請願は不採択とい いたしたい。</p>

2023年2月17日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

県立学校の教育活動で使用するバス・マイクロバスに関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

県立学校の教育活動で使用する、私有のバス・マイクロバスの使用について以下の3点を求めます。

- (1) バス・マイクロバスの使用について、明確な基準や手続きを県教育委員会として定めるなどして、統一的な運用を図ること。
- (2) 県立学校敷地を通常保管に用いている現状を改め、関係法令を遵守すること。
- (3) 駐車の程度が法令に反しない程度であっても、県立学校敷地を一定期間使用する場合は明確な基準や手続きを県教育委員会として定めるなどして統一的な運用を図ること。

2 請願の理由

(1) について

昨年、当組合は「三重県立稲生高等学校水球部」と表示された、教職員個人名義のマイクロバスや、学校の外部団体である「三重県立稲生高等学校同窓会」名義のバスが県立稲生高等学校敷地に常時駐車されていることについて、教育財産の目的外使用ではないかとの主張のもと、住民監査請求を行いました。

当該マイクロバスについては、実際には公用車のように使用されていますが、名目上は公務員である教職員個人が企業から高額なマイクロバスを受領したことになっています。当該教職員が異動になってからのマイクロバスの権利・義務の関係がどうなるのか不明確であり、また、当該マイクロバスは公用車のように使用されていながらも、その運用にかかる経費が顧問の負担となっていることも確認しています。このような曖昧な運用は改めるべきであると考えます。実態としては公用車のように使われていても、それが教職員個人の名義としてしまっていることから、おかしさが生じているように思います。

これは県立稲生高等学校における事案ですが、他の県立学校でも学校名を表示したバスやマイクロバスは使用されており、同様の取り扱いがされていることと思います。したがって、私有のバス・マイクロバスの使用について、明確な基準や手続きを県教育委員会として定めるなどして、県立学校全体で統一的な運用を図ることで、曖昧な運用をなくしていくことが必要であると考えます。

(2) について

県立学校で公用車的に使用されている私有のバスやマイクロバスは学校の敷地に長期間にわたり駐車されていることと思います。しかし、自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3項では「保管場所」の定義を「車庫、空地その他自動車を通常保管する場所をいう。」としており、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1項では自動車の保管場所について、「当該自動車の本拠の位置との間の距離が二キロメートルを超えないものであること。」としています。また、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第1号では、車庫証明の際の提出書類として「自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面」としていることから、

私有のバスやマイクロバスの使用にあたって、学校の敷地を用いて車庫証明をとることはできないはず
です。

当組合から三重県警察本部へ問い合わせを行った結果、車庫証明をとった場所でないにも関わらず、県
立学校の敷地を用いて私有のバスやマイクロバスを通常保管するという、県立稲生高等学校でとられて
いるような運用方法は不合法であるということが確認できました。法令にしたがって、学校から2キロメ
ートル以内の場所で車庫証明をとることが必要です。その要件が満たされない私有のバスやマイクロバ
スを県立学校の教育活動に用いることは不適切であると考えます。

(8) について

当組合が県立稲生高等学校の敷地にバス・マイクロバスが常時使用されている現状について起こした
住民監査請求について、以下のように監査委員から付言がされました。県立稲生高等学校に限らず、他の
県立学校においてもバスやマイクロバスが使用されていることから、この付言で述べられたことを県立
学校全体で取り組む必要があると思います。ただし、監査委員の付言では教育財産である学校の敷地を
「恒常的」に使用する場合について述べられていますが、先述の通り、車庫証明をとっていない場所をバ
スやマイクロバスの通常保管に用いるということ是不合法です。したがって、学校の敷地を私有のバス・
マイクロバスの駐車のために「恒常的」に使用することは認められません。そこで、駐車程度が法令に
反しない程度であっても、県立学校敷地を一定期間使用する場合は明確な基準や手続きを県教育委員会
として定めるなどして統一的な運用を図ることが必要であると考えます。

住民監査請求にかかる監査委員の付言（監査第58号、2022年11月28日）

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は学
校の直接的な管理に属さない当該バス及び当該マイクロバスが、特段の明示的な手続によることなく、
恒常的に当該学校敷地に駐車されていたことによるものである。

今後、本件のように教育財産を恒常的に使用する場合には、それが行政財産の目的外使用に該当し
ないときであっても、学校長が文書で承認手続きを行うなど、教育財産を適切に管理する必要がある。
そのため、県教育委員会は、明確な基準や手続きを定めるなど、統一的な運用が図られるよう取り組ま
れたい。

* * *

当組合が本請願書の中で求めた事柄は些末なことのように感じられるかもしれませんが、しかし、私有の
バスやマイクロバスを公用車的に使用するという行為は、保護者の費用負担を減らすという利点があり
ますが、部活動の遠征が過剰に行われることにも繋がりがねません。そのような事態を防ぐためにも、ま
た、学校の教育活動が適正に行われるようにするためにも、本請願をご採択していただきたく思います。

〈参考〉

「住民監査請求について」（監査第58号、2022年11月28日）は三重県広報（第370号、2
022年12月9日）に掲載されています。

議案第3号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和5年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況にかかる点検及び評価について

令和6年5月14日

令和5年度事業マネジメントシート（施策）

＜教育委員会主担当施策＞

施策14-1	未来の礎となる力の育成	1
施策14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	5
施策14-3	特別支援教育の推進	9
施策14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	13
施策14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	17
施策14-6	学びを支える教育環境の整備	21

＜他部局主担当施策＞

○防災対策部

施策1-2	地域防災力の向上	25
-------	----------	----

○環境生活部

施策12-1	人権が尊重される社会づくり	29
施策16-1	文化と生涯学習の振興	33

○子ども・福祉部

施策15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	37
施策15-2	幼児教育・保育の充実	41

上記のうち、他部局主担当分については、教育委員会所管部分に下線を記しています。

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「確かな学力」を育むための、一人ひとりの学習内容の定着状況を踏まえた授業改善や指導の取組等、「豊かな心」を育むための、考え議論する道徳の授業づくり等、「健やかな身体」を育むための、ICTの活用を含めた効果的な体育の授業づくり等を進めました。これらの取組を通じて、2つのKPIはわずかに目標に達しなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成しており、これからの時代を生きていくための基礎となる力の一体的・調和的な育成がおおむね順調に進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・令和5年度全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づく各学校における取組が着実に進むよう、意見交換を行いました。
- ・少人数指導の質的向上を図るため、推進校を 82 校指定し、学力向上アドバイザー等による学校訪問を 457 回行い指導・助言するとともに、推進校を 14 グループに分け、グループ別での提案授業や交流会を 42 回行いました。
- ・児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、CBTシステムによりみえスタディ・チェックを実施し、結果をふまえた授業改善や個に応じた指導の取組を促進しました。
- ・各学校における授業改善の取組や、児童生徒の学習内容の理解・定着が進むよう、市町教育委員会や学校の求めに応じた研修への支援を 80 回行いました。
- ・小学校1、2年生での 30 人学級(下限 25 人)、中学校1年生での 35 人学級(下限 25 人)の実現に向けた取組を継続することで、令和5年5月1日現在、小学校1年生では 90.7%、2年生では 85.7%の学級が 30 人以下となり、中学校1年生では 91.3%の学級が 35 人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校5年生を 35 人学級としました。

② 豊かな心の育成

- ・市町の指導主事や教員を対象として道徳教育推進会議を開催し、道徳科の指導方法や評価に係る日頃の実践についての交流、意見交換を行うことで、道徳教育の質の向上と一層の充実を図りました。また、道徳教育アドバイザー2名を学校へ派遣し、指導方法等に係る指導、助言を行うとともに、それらをもとに作成された指導資料をクラウド上に共有することで、教員が日常の授業で活用できるようにしました。
- ・有識者による準備会を立ち上げ、家庭、地域、学校等の社会全体で子どもの発達段階に応じた読書活動や、読書に親しむ習慣づくりを推進するための新たなネットワークの構築について検

- 討を行うとともに、ネットワーク構築に向けた交流会を開催し、気運を醸成しました。
- ・小中学校の児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を進めるため、4市でアドバイザー派遣事業による助言や支援を行うとともに、県立学校7校をモデル校として、地域や家庭、生徒等の意見をふまえて策定した計画に基づき図書館のリニューアルを実施しました。
 - ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会として、11月に近畿高等学校総合文化祭三重大会兼みえ高文祭を開催しました。また、全国高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行いました。
 - ・中学校における文化部活動の地域連携・地域移行に向けて、「文化部活動の地域移行等に向けた実証事業」により2市町の取組を支援するとともに、中学校文化部活動指導員32名を12市町に配置することで専門的な指導の実施や教職員の負担軽減を図りました。

③ 健やかな身体の育成

- ・子どもの体力向上のため、各学校の状況に応じた体力向上の目標を立てるとともに、適切な指導計画のもと、授業用動画の活用など、ICTの活用を含めた効果的な体育の授業や「1学校1運動」の取組を進め、体力の向上を図りました。
- ・専門的な指導の実施や教職員の負担軽減のため、県立高等学校30校に42名、22市町の中学校85校・121部活動に123名の部活動指導員を配置するとともに、県立高等学校32校に50名の部活動サポーターを派遣しました。また、専門家によるリモート指導を県立高等学校のモデル校3校で実施するなど、効率的で効果的な部活動を進めました。
- ・中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けて、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者配置などの取組を支援するとともに、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定し、取組方針を示しました。また、指導者を確保するため、中学生の指導に必要な資質を備えた指導者を養成するための研修をオンデマンドで実施するとともに、教職員の兼職兼業のモデルを示しました。
- ・熱中症を予防するため、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の時には運動は中止するよう学校に通知し、熱中症ガイドラインに基づいた適切な運動や部活動が実施できるよう整理しました。
- ・フッ化物洗口を6地域65校の小中学校で実施するなど、「歯と口の健康づくり」を推進するとともに、「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育に取り組みました。また、教職員および外部講師を対象に「がん教育」の研修を2回行い、医療関係者・がん経験者の外部講師を派遣した「がん教育」授業を小中学校および高等学校の13校で実施しました。
- ・学校保健の中核を担う養護教諭について、資質能力向上のための支援を行うとともに、業務負担の軽減のため、養護教諭を支援する人材を学校(小学校1校、県立高等学校2校)に派遣しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合						①	
	小学生 78.9%	小学生 79.6%	小学生 99.4%	小学生 80.3%	—	小学生 81.7%	b
	中学生 84.6%	中学生 85.3%		中学生 86.0%		中学生 87.4%	
小学生 78.2%	小学生 77.6%	小学生 79.1%	中学生 95.7%	—	—	—	
中学生 83.9%	中学生 83.1%	中学生 81.6%					
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合						①②③	

	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 105.5%	小学生 78.4% 中学生 79.0%		小学生 80.0% 中学生 80.0%	a
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	小学生 81.9% 中学生 80.9%	中学生 103.1%				
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合							③
	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 93.6%	小学生 41.6% 中学生 77.8%		小学生 44.1% 中学生 78.2%	b
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	小学生 37.8% 中学生 72.7%	中学生 93.7%				

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和6年度以降に残された課題と対応
① 確かな学力の育成 ・各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むようにするため、市町教育委員会と「学力向上アクションプラン」について継続的かつ定期的に意見交換を行い、取組の活性化を図ります。 ・国語および算数・数学における効果的な少人数指導を推進するため、引き続き推進校を指定し、児童生徒の学習内容の理解・定着状況に応じた指導体制や指導方法を工夫するとともに、研修会等を通じて、効果がみられた実践を水平展開します。 ・児童生徒が学習内容を確実に身につけられるようにするため、CBTシステムで提供しているみえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。 ・若手教員等の授業力の向上および組織的かつ継続的に授業改善を図っていく研修体制の構築を推進するため、若手教員等が多く在籍する学校の中からモデル校を指定し、授業力向上アドバイザーによる指導・助言を行います。また、授業力向上アドバイザーのコーディネートのもと、複数のモデル校の若手教員等が互いに提案授業を行い、協議する研修会を実施します。 ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国の加配定数を活用し、国を先取りして小学校6年生を 35 人学級、中学校については、引き続き1年生での 35 人学級(下限 25 人)を実施します。また、国に小学校の 35 人学級の推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望します。
② 豊かな心の育成 ・児童生徒が一人の人間として大切にされていると実感できるよう、自己肯定感の涵養につながる指導や、効果的な授業づくりなどに向けた研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。 ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施します。 ・子どもの発達段階に応じた読書活動や読書習慣づくりを推進するため、趣旨に賛同する会員を募り、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が出会い、交流する機会を創出するためのネットワークを構築し、会員が持つさまざまな資源を活用できるようコーディネートします。 ・児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を一層推進するため、アドバイザー派遣事業による助言や支援を行うとともに、その成果を小中学校図書館関係者に周知する研修会を実施します。また、地域や学校の特性を生かした学びや授業づくり

を進めるとともに、生徒がより行きたくなる図書館をめざして、県立学校図書館のリニューアルを引き続き進めます。

- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。

- ・中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、市町の担当者を対象とした会議の開催や取組への支援を通じて、地域連携・地域移行に向けた課題や優良事例を共有するとともに、専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校に文化部活動指導員を配置します。

③ 健やかな身体の育成

を自ら確保している子どもたちの割合はコロナ前の水準に至っておらず、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加など、生活習慣に課題が見られることから、各学校に生活習慣チェックシートの積極的かつ効果的な活用を呼びかけるなど、生活習慣の改善や体力向上に向けて取り組むとともに、適切な指導計画のもと、モデル校へのアスリートの派遣やICTを効果的に活用した体育の授業、「1学校1運動」の取組を進め、体力の向上を図ります。

- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校に部活動指導員を配置するとともに、高等学校に部活動サポーターを派遣します。また、専門家のリモート指導など、効率的で効果的な部活動を進めます。

- ・中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者配置などの取組を支援します。また、合同部活動や拠点型など、国の実証事業の対象とならない地域連携等の取組を行う市町に対する補助を行います。なお、指導者の質の向上を図るため、JSPO公認指導者資格を取得するための新たな研修会を実施します。

- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進します。12歳児の一人平均むし歯数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めて、歯と口の健康づくりに取り組みます。

- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、業務負担軽減のため、養護教諭を支援する人材を学校に派遣します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	699	942	861
概算人件費	52,753	52,369	
(配置人員)	(5,928人)	(5,936人)	

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>対面での活動に制限がなくなったことにより、目標に届かなかった項目はあったものの、学校外の活動に自ら参加している高校生の割合は目標を上回るペースで増加しており、キャリア教育はおおむね順調に進みました。</p> <p>目標に届かないKPIはあったものの、子どもたちは目標を持って学校内外のさまざまな活動に挑戦しており、社会の一員として自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力の育成がおおむね順調に進みました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、育みたい資質・能力を明確化し、それぞれの発達段階に応じた目標を達成できるよう、各学校が策定するキャリア教育全体計画に基づき、児童生徒が学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の活用を含め、小学校、中学校、高等学校までの体系的なキャリア教育を進めました。
- ・就職実現コーディネーター等の専門人材 15 名を県立高等学校 47 校に配置し、地域の魅力ある企業や職種等の情報を学校や生徒に提供するとともに、個別の進路相談や面接指導等の支援を行いました。
- ・県内5地域で、就労支援機関等と高等学校が参加する「高校生就労支援ネットワーク会議」を開催し、支援が必要な生徒の進路指導の現状と関係機関の支援内容についての情報共有や、学校と関係機関が連携して取り組む支援内容について意見交換を行うことで、各校における支援体制を整えるとともに、対象となる生徒に対する進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習の取組を進めました。
- ・生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術が習得できる設備を整備した新しい実習船「しろちどり」の建造が完了しました。

② グローカル教育の推進

- ・留学や海外研修、海外の学校との交流活動等を再開するとともに、web会議システム等を活用した、探究活動の相互発表や海外の高校生とのディスカッション等を行いました。
- ・小中学生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めるため、教員の指導力向上を図る研修会や効果的な授業例の共有を行いました。また、民間団体や関係部局と連携して、中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストを実施し、英語による発信力を育成しました。
- ・課題解決型学習の手法を取り入れた郷土教育について、県内の2市町で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に普及しました。

- ③ 新たな価値を創り出す力の育成
- ・「グローバルリーダー育成プログラム」や「未来のスペシャリスト育成プログラム」の研究・開発に取り組むとともに、各校では生徒の実態等をふまえ、STEAM学習や課題解決型学習等に取り組みました。これらの取組では、創造力や表現力、協働する力などの資質・能力の変容の把握を進めました。
 - ・上野高等学校において、分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みました。また、同じ分野に興味・関心を持つ生徒が専門性の高い大学教授等による講座を受講する国際科学技術コンテスト強化講座(数学、化学、生物、地学、情報分野で合計6講座)を実施し、生徒106名が参加しました。
 - ・高等学校3校が連携した夏季休業中の課外授業の実施(数学3講座、英語2講座)や、「高校生みえ創造サミット」の実施(14校24名が参加)など、ICTを活用した学校の枠を越えた学びを進めました。
 - ・企業や大学の協力を得て、地域の第一次産業を題材にした探究学習に加え、STEAMプログラムを活用して、より発展した探究活動に取り組みました。
 - ・スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や、各校における探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」を2月に実施し、32校の生徒230名が参加しました。
- ④ 主体的に社会を形成していく力の育成
- ・公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組みました。
 - ・学校で学んでいることと社会のつながりを実感できるよう、外部の専門家による出前授業等を取り入れた主権者教育、消費者教育、環境教育に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 94.5% 中学生 95.7% 高校生 92.1%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	b
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	—	—	—	—	—
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている 高校生の割合						①	
—	65.0%	73.8%	112.2%	91.9%	—	100%	a
—	83.7%	82.8%	—	—	—	—	—
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子 どもたちの人数						②	
—	中学生 850人 高校生 220人	中学生 1,040人 高校生 240人	中学生 86.3% 高校生	中学生 1,230人 高校生 260人	—	中学生 1,600人 高校生 300人	b

中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,321人 高校生 224人	中学生 898人 高校生 245人	102.1%	—	—	—	
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合							③
—	79.8%	80.8%	94.1%	81.8%	—	83.8%	b
78.8%	76.9%	76.0%		—	—	—	
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合							④
—	70.1%	72.5%	88.1%	74.9%	—	79.7%	b
67.7%	65.0%	63.9%		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の活用を含め、小学校、中学校、高等学校までの学校の教育活動全体をとおした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習機会の充実に取り組みます。

② グローバル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流、ホームステイをとおした国際交流等を推進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- ・授業における生徒の英語による言語活動の実施割合が全国平均と比較して低いため、小中学生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めることを目的として、教員の指導力向上を図る研修会や、効果的な授業例の共有を行います。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストや海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業、小中学生が授業以外で英語によるコミュニケーションをとるイベントを実施します。
- ・小中学校の児童生徒が、郷土への愛着や関心を持ち、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることのできるよう、地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場とし、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を企業等に提案する課題解決型の学習を進めます。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・主体的に考え行動する力や他者と協働する力を育むため、身近な地域や世界規模の課題の解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進すると

- ともに、取組の前後で資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高等学校の探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を引き続き開催します。
 - ・高校生の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限伸長するとともに、次代を担うリーダーを育成するため、起業家や研究者等との交流、国内外における高い志を持つ若者同士のディスカッション、教職員の教科指導における専門性の向上等に取り組めます。
 - ・職業学科を有する学校において産業界が求めるDX人材を育成するため、先進的にDXに取り組む企業や団体等との連携により、プログラミングやAI、ARなどデジタル技術を活用し、実社会の課題解決につながる学習プログラムを開発します。
 - ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言に取り組めます。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、今年度新たに主権者教育モデル校を指定し、有識者等の支援を受けながら、主権者教育のモデルプランを策定し実践的な学びを推進するとともに、好事例の横展開を図ります。現実の社会的な課題の解決について話し合い、考えを深めることを通して、生徒の社会参画意識を高めるため、学校生活における生徒の自発的な活動を推進するとともに、コーディネーター等の支援を受けながら、学校を越えた生徒が集うワークショップ等を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	1,417	2,401	749
概算人件費	24,339	23,732	
(配置人員)	(2,735人)	(2,690人)	

施策 14-3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	発達障がい支援等の専門性の向上を図る研修を目標数以上の教職員が受講するとともに、子どもたちが進路希望を実現するための就労支援に取り組むことで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画につなげることができました。また、小中学校等と特別支援学校間での交流および共同学習を実施することで、障がいの有無に関わらず互いに理解し尊重し合う態度を身につけることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・小中学校等でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを進めるとともに、高等学校においては発達障がい支援員による巡回相談(525回)を実施しました。
- ・交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、さらに他の地域にも広げられるよう市町と協議を進め、令和6年度からは10市町で実施されることになりました。
- ・伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校および北星高等学校の通級による指導において、一人ひとりに応じた指導や支援を行いました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、教員の専門性の向上を図る研修を教員の経験年数に応じて実施しました。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。テレワーク支援員を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方について生徒の理解が進むよう、企業の協力を得て、テレワーク体験を実施しました。
- ・医療的ケアを実施する教職員と看護師免許を有する職員が必要な知識や技能を身につける研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しました。また、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を試行的に実施しました。
- ・県立特別支援学校ポッチャ大会をオンラインで開催しました。大会をとおしてスポーツに親しみ、他校の生徒と競技をすることで交流を深めました。
- ・盲学校および聾学校の新校舎建築のための木材調達契約や埋蔵文化財調査等を進めるとともに、寄宿舎建築工事を完了しました。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築のための基本設計を行いました。
- ・新型コロナ対策として、特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、スクール

バスを年度通じて増便して運行しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率							①②
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	a
100%	100%	100%		—	—	—	
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数							②
—	600回	700回	120.9%	800回	—	1,000回	a
524回	756回	846回		—	—	—	
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)							①
—	30人	60人	155%	110人	—	150人	a
0人	50人	93人		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

令和6年度以降に残された課題と対応

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めるとともに、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、同ファイルの活用をさらに進めます。また、教員が適切な指導・支援ができるよう、引き続き高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を進めます。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町を拡大します。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)に加えて、全日制課程の紀南高等学校においても、通級による指導を開始します。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教員の専門性向上を図る必要があることから、引き続き通級による指導を担当する教員のニーズに応じた研修を実施します。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めます。ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めるため、引き続きテレワーク支援員を配置します。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に看護師が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施します。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進め

ます。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築予定敷地の埋蔵文化財調査や木材調達を進めるとともに、建築工事に着手します。松阪あゆみ特別支援学校については、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築のための実施設計を行います。特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、老朽化したスクールバスを更新します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	2,640	2,950	2,419
概算人件費	23,805	22,488	
(配置人員)	(2,675人)	(2,549人)	

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	KPIのうち、1項目は実績値が未確定であるものの、他の2項目は目標をおおむね達成しました。弁護士によるいじめ予防授業の実施といった子どもたちがいじめに対して適切に行動できるようにするための取組を通じて、いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合が目標を大きく上回り、子どもたちのいじめ防止に向けた主体的な姿勢を育むことができました。また、いじめ対応情報管理システムの構築・運用といった学校が把握したいじめに迅速・確実に対応するための取組等によって、安心を感じる子どもたちの割合も概ね達成しており、多くの子どもたちが学校生活に安心を感じることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を実施するとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施しました。また、モデル校となる小中学校5校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築しました。
- ・小学校高学年の児童が社会性や規範性を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を96校で実施しました。
- ・いじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、いじめ防止の情報を集約した「STOP！いじめ」ポータルサイトによる情報発信を行うなど、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めました。
- ・児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施しました。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめを早期に発見するため、定期的実施するアンケートや、学習端末を活用した取組を行うとともに、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。
- ・いじめの被害にあっていない児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアのため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続きスクールカウンセラーを配置しました。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行いました。
- ・いじめ電話相談(180件)や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」(257件)を実施するとともに、ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめから子どもたちを守るため、ネットパトロールの実施とSNSでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」の運用を

行いました。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- 各学校において、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちに取
り組むことなど、令和4年度に「いじめ防止対策ワーキンググループ」が取りまとめた対応方針に
基づく取組を行いました。
- いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を関係者が随時共有する「いじめ対応情
報管理システム」を構築しました。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- 各学校の生徒指導担当者等を対象に、いじめ事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護
者対応の留意点についてケースワークを通して学ぶ研修を小中学校6会場で、高等学校1会場
で実施しました。
- いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に67回派遣し、複雑ないじめ
事案や認知に至っていない事案への対応に係る検討を行うとともに、効果的な対応策について
助言しました。
- 初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修において、いじめの定義の確実
な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を新たに実施するとともに、教職
員が主体的に学ぶ専門研修において、いじめを生まない仲間づくりやいじめの未然防止、解決
に向けた指導と対応等について学ぶ研修を実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合							①
—	60.0%	70.0%	126.4%	94.0%	—	100%	a
—	88.2%	88.5%		—	—	—	
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合							①②③④
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 98.3% 中学生 99.2% 高校生 96.6%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	b
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%		—	—	—	
いじめの認知件数に対して解消したものの割合							②③④
—	100%	100%	—	100%	—	100%	未確定
94.9% (2年度)	92.1%	未確定	—	—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を実施します。
- ・すべての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成し、公立小学校に配付するとともに、その教材を教職員が活用して授業を行うための研修を実施します。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「STOP!いじめ」ポータルサイトによる情報発信を行います。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を引き続き行い、各校での取組につなげます。また、県立学校での取組事例を市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを引き続き実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ正確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続きスクールカウンセラーを配置します。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。「子どもSNS相談みえ」については、相談のニーズに応えるため、実施曜日や回線増などの拡充を行います。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・初期対応の遅れがいじめ問題を複雑化、困難化させることがあるため、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちに取り組むことなど、「いじめ防止対策ワーキンググループ」で取りまとめた対応方策を確実に実施します。
- ・関係者との情報共有の遅れが問題となっている学校があることから、「いじめ対応情報管理システム」を運用し、それぞれのいじめの態様に応じた適切な対応につなげます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織

的対応等について学ぶ研修を引き続き実施するとともに、専門研修において、いじめを生まな
い学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	405	472	508
概算人件費	5,019	4,896	
(配置人員)	(564人)	(555人)	

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	KPIはわずかに目標に達しなかったものの、不登校総合支援センターを設置し、相談支援に取り組むとともに、巡回相談員による遠隔支援を含めた外国人児童生徒への日本語指導の充実や令和7年度の県立夜間中学設置を見据えた夜間学級体験教室の実施に取り組むことで、将来の社会的自立に向けた力をおおむね順調に育成することができました。また、通学路の安全確保の取組をおおむね予定通りに進めることができました。

[A 順調 B. おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉機関との関係機関や民間団体との連携に取り組むため、不登校総合支援センターを設置し、次のことに取り組みました。
- ・不登校に関する電話相談(のべ1,794件)、来所相談(のべ2,168件)に取り組みました。
- ・不登校の子どもの保護者相談会を9回実施し、158名の参加がありました。
- ・Web 会議システムやメタバース空間を活用したオンラインの居場所づくりに取り組みました(72回実施、のべ398名参加)。
- ・高等学校段階で不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、県立教育支援センターにおいて、多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリングなどに取り組み、28名がのべ326回通室しました。
- ・市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを派遣するなど、専門的な見地からの支援を行いました。また、学校関係者や福祉部局、フリースクール関係者等で構成する「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、これまでの施策や今後の取組について意見交換しました。
- ・学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力(レジリエンス)を育む取組を、小学校5校、中学校15校で実践しました。また、教職員がスクールソーシャルワーカーと共に、支援が必要な子どもたちを把握し、適切な支援につなげるスクリーニングの取組を、伊賀市および四日市市の各1中学校区で実施しました。
- ・不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けて、フリースクール等の民間団体が行う体験活動の費用等を29回支援しました。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・日本語教育の質担保および充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を1名増員して17名とし、小中学校への派遣を通して、日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語指導や適応指導、保護者への支援を行いました。また、オンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を開始しました。さらに、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行いました。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を支援するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会等を実施しました。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向けて、有識者や教員をメンバーとする夜間中学設置検討委員会を設置し、学校経営方針や入学者の受入れ等、必要な事項について検討を行いました。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を実施し、16名が参加しました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・各市町が実施する通学路の合同点検の結果をふまえ、通学路における対策必要箇所の安全対策が進むよう関係部局に働きかけるとともに、市町に安全教育の推進や見守り活動の強化等を働きかけました。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードの養成と、見守り活動の中心となるスクールガードリーダーの育成に取り組み、38名が講習会に参加しました。
- ・公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯教育担当者の指導力向上に取り組み、587名が参加しました。
- ・国の「学校安全総合支援事業」を活用し、実践地域の小中高等学校が連携して防犯教育や交通安全教育に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合 生指課							①
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 未確定 中学生 未確定 高校生 未確定	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	—	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	未確定	—	—	—	—	—
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合							②
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学生 111.1% 中学生 111.1% 高校生 98.3%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	b
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	—	—	—	—	—

通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	91.1%	100%	—	100%	b
95.1%	97.0%	91.1% (暫定値)	—	—	—	—	—

3. 今後の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、不登校総合支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して機能強化に取り組めます。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、オンラインによる相談や訪問型支援に取り組めます。
- ・不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、校内教育支援センターの整備に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する児童生徒等への経済的な支援を行います。
- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、不登校学齢生徒の多様な教育機会を確保するため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定に向けた申請を行います。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを作成します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を引き続き実施します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を拡充します。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援や巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組めます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向けて、施設設備の整備や生徒募集のほか、開校準備委員会において県立夜間中学および「学びの多様化学校」のカリキュラムを作成するなど、必要な取組を進めます。また、夜間中学体験教室「まなみえ」を引き続き実施し、学び直しの機会を提供することを通じて、夜間中学への理解を深めます。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を実施します。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした防犯講習会と、中学校教員を対象とした交通安全講習会を実施します。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	223	107	566
概算人件費	14,683	14,318	
(配置人員)	(1,650人)	(1,623人)	

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	地域と協働した教育活動や、それぞれの特性を生かした県立学校の特色化・魅力化の取組について、中学校での実施が目標どおり進まなかったものの、高等学校では上野高校における学際領域学科設置の検討など、特色化・魅力化の取組を進めました。社会の変化をとらえ、教育を取り巻く子どもたち一人ひとりの力を最大限引き出す指導を行うための教職員研修や、専門人材や地域人材の配置、業務効率化などに取り組むことで、教職員の資質向上や働き方改革については一定の成果を得ることができました。また、県立学校施設の計画的な老朽化対策等を着実に進めました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度 of 主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、各市町におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入および充実、地域の特色や資源を生かした運営について周知しました。
- ・地域の方々の参画により子どもたちの学習支援等に取り組む15市町等に財政的な支援を行いました。
- ・紀南地域、伊賀地域、松阪地域、伊勢志摩地域、津地域、鈴鹿亀山地域で地域協議会を開催し、地域の高等学校の活性化の取組状況を共有しながら、地域における学びと配置のあり方について協議を行いました。
- ・文部科学省の「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の指定校である上野高校において、学際領域学科を設置することをめざし、普通科の特色化、魅力化を実現するための研究に取り組みました。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・教職員が新しい知識や技能を学び続けるため、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、ICTや情報・教育データの利活用等の資質能力の向上に資する研修を実施しました。また、教育活動をより組織的かつ計画的に推進するため、課題の改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を実施しました。
- ・アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等の実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けました。
- ・教職員の長時間労働解消のため、スクール・サポート・スタッフを全ての公立学校に配置するとともに、部活動指導員を増員し、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しました。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、それぞれの学校の状況に

応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めました。

- ・県立高等学校において、デジタル採点システムを導入し、定期テスト等の採点業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導のための活用を進めました。
- ・教員不足の解消に向け、働き方改革に加え、令和5年度実施の教員採用試験では、正規教員経験者の1次試験免除などの見直しを行いました。また、教職に就く不安を解消するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者からの相談を受け付けるとともに、高校生や大学生に対する教職の魅力発信などの取組を行いました。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・高等学校では、1人1台学習端末を活用して、オンデマンド教材による学習や宿題のやり取りを行ったり、同時双方向による学習、探究型学習での実験や分析に取り組んだりするなど、学校と家庭で切れ目ない学習に取り組みました。
- ・小中学校においてICTの普段使いによる教育活動の高度化や地域間・学校間格差の解消を図るため、市町に対するアドバイザー派遣に加え、ICT教育に関する実践交流会や三重県GIGAスクール推進協議会を開催し、市町の支援に取り組みました。

④ 学校施設の整備

- ・「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新、指定避難所に指定されている県立高校の武道場への空調設備の導入など、施設・設備の機能の向上に取り組みました。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など必要な整備が進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等の学校設置者に対して国の財政支援制度等について情報提供や助言を行いました。

⑤ 私学教育の振興

- ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(53校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合						①	
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 95.5% 中学校 82.8%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	—	小学校 100% 中学校 100%	b
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	小学校 81.2% 中学校 64.2%		—	—	—	
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合						②	
—	52.0%	54.0%	97.2%	56.0%	—	60.0%	b
49.2%	51.2%	52.5%		—	—	—	
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合						②	

—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 94.6% 中学校 80.4% 県立学校 105.3%	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	—	小学校 49.0% 中学校 52.0% 県立学校 41.0%	b
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0%	—	—	—	—	—
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合							②
—	59.0%	61.0%	86.1%	63.0%	—	67.0%	b
—	43.1%	52.5%	—	—	—	—	—
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合							③
—	82.4%	86.8%	96.3%	91.2%	—	100%	b
77.9%	81.8%	83.6%	—	—	—	—	—
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数							⑤
—	95件	100件	111.0%	105件	—	115件	a
90件	109件	111件	—	—	—	—	—

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催します。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行います。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き6地域で地域協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。
- ・令和7年4月の熊野青藍高等学校の開校に向けて、1つの学校としての共通理念のもとで魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動や教育プログラムの研究・開発を進めます。
- ・上野高校では、令和7年度の学科改編に向け、コーディネーターを配置して、関係機関等との連携体制整備を図るとともに、新たな学校設定科目の開設や総合的な探究の時間のカリキュラム開発等を進めます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・管理職の若年齢化や経験不足等の課題に対応するため、2、3年目の管理職等を対象としたトッパーリーダーマネジメント研修を新たに実施します。新規採用者が意欲的に子どもたちと向き合えるよう、悩みや不安感の解消につながる研修を実施するとともに、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。また、教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、課題

改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を引き続き実施します。

- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けます。
- ・教職員の長時間労働解消のため、学校だけでは解決が難しい事案を支援する学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。引き続きスクール・サポート・スタッフを全ての公立学校に配置するとともに、部活動指導員を増員し、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充します。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、それぞれの学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。学校における教職員の業務の仕分け作業を行い、学校や教職員以外で担うことが可能な業務については、地域ボランティアの活用等の検討・検証を行い、効果的な取組の学校への拡大を図ります。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めます。
- ・教員不足に対応するため、常勤講師等で前年度の1次試験合格者および正規教員経験者を対象とした1次試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施など、採用試験の見直しを行うとともに、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職に就く不安を解消するための相談会を開催します。
- ・教職を志す人材を着実に確保するため、教員採用に係るパンフレットや動画をリニューアルするとともに、SNS等で教員として求める人物像や教職のやりがいを発信します。また、大学生を対象とした説明会や高校生を対象とした教職ガイダンスを行うとともに、教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換や共同授業、教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等の実施により、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創設に取り組みます。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・県立高等学校において、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、1人1台学習端末などのICTを活用した学びを推進します。また、文部科学省から指定を受けたDXハイスクール(高等学校DX加速化推進事業)では、最新のICT機器や高度な実習施設の整備を進め、情報、理数教育を重視するカリキュラム開発や、ICTを活用した教科横断的な探究的な学びに取り組みます。
- ・GIGAスクール構想第2期を念頭に、県教育委員会と市町教育委員会等とで、端末の共同調達に向けた「三重県GIGAスクール構想推進協議会(仮称)」を立ち上げ、令和6年度から始まる児童生徒1人1台端末の計画的な更新を進めます。

④ 学校施設の整備

- ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、全ての県立高校の武道場への空調設備の導入など、施設・設備の機能の向上に取り組みます。
- ・公立小中学校施設の長寿命化改修を通じた老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大しており、必要な整備が円滑に進められるよう、さまざまな機会をとらえて国に対する財政支援制度拡充の要望や市町に対する情報提供・助言を行います。

⑤ 私学教育の振興

- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、引き続き、若者の県内定着につながる特色ある取組や経常的経費等へ助成するとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	12,408	13,737	16,452
概算人件費	10,750	10,481	
(配置人員)	(1,208人)	(1,188人)	

施策1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>避難を必要とするすべての人が適切に避難できる地域をめざし、地域における夜間避難訓練をはじめとする夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況での避難対策や、学校における家庭や地域と連携した防災の取組、市町による津波避難タワーや避難路等の津波避難施設の整備が進んでいます。</p> <p>ホームページやSNSによるわかりやすい防災情報の提供をはじめ、シンポジウムの開催や地震体験車による普及啓発など、県民の皆さんの防災意識向上に向けて取り組みました。</p>
<p>[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]</p>	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・「みえ風水害対策の日シンポジウム」の開催や地震体験車による普及啓発、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等により、県民の防災意識の醸成に取り組んでいます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、「みえ防災塾」等により防災人材を育成するとともに、育成した人材を「みえ防災人材バンク」を通じて地域の防災活動につないでいます。
- ・「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」により、県内の学生等の若者を地域防災の担い手として養成するとともに、養成した若者による、他の若者とともに地域で行う防災活動や、SNS等を活用した防災情報の発信など、若年層の防災意識向上に資する取組を促進しています。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・これまでの津波避難対策の検証と、対策の実効性のさらなる向上に向けた取組を、市町とともに進めています。
- ・気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供し、災害時の適切な避難行動の促進を図っています。
- ・避難所の資機材整備や、津波到達までに時間的猶予がない市町が実施する津波避難タワー・避難路等の整備などについて、補助金により支援しています。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画し、毎月の情報共有や意見交換、研修会や防災訓練等への参加を通じ、MVSCと各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)との連携強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みました。

被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、被災地でのボランティア支援を希望する団体等を事前登録する「みえ災害ボランティア団体バンク」を設置し、被災地の支援ニーズに応じたボランティア活動が、迅速かつ円滑に行われるよう取り組んでいます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・防災ノートを新入生等に配布するとともに、防災ノートと1人1台学習端末を組み合わせた防災教育に取り組みました。
- ・学校防災等リーダー研修(県内4か所で開催、625名参加)や学校防災アドバイザー派遣(派遣学校数265校)等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や子どもたちの防災教育の実施、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みました。
- ・災害時に地域で自ら行動できる防災人材を育成するため、県内の高校生を東日本大震災の被災地に派遣し、ボランティア活動や交流学習に取り組みました。(12校25名参加)
- ・令和6年元日に発生した能登半島地震の被災地支援として、災害時学校支援チームを三重県のカウンターパートである輪島市内の学校に派遣し、熊本県学校支援チームと連携のうえ、教育活動の再開に向けた支援を行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数							②
—	6市町	12市町		18市町	—	29市町	—
—	6市町			—	—	—	—
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数							①②
—	3,247千件	3,279千件		3,311千件	—	3,375千件	—
3,215千件	2,845千件			—	—	—	—
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数							②
—	4市町	8市町		12市町	—	19市町	—
—	6市町			—	—	—	—
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 ^{防災班}							④
—	85.0%	100%	88.9%	100%	—	100%	b
75.0%	83.6%	88.9%		—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・過去の災害の教訓を未来に継承するため、昭和東南海地震から80年の機会を捉えたシンポジウムを開催します。また、県民の防災意識の醸成を図るため、地域の自主防災組織と連携した啓発に取り組むとともに、引き続き、地震体験車による普及啓発や、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等に取り組めます。
- ・自助や共助による防災活動を支援するため、引き続き、「みえ防災・減災センター」と連携し、地域の防災活動をけん引していく人材の育成に取り組むとともに、育成した人材を地域の防災活動につないでいきます。

・県内の学生等の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざし、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、引き続き、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、養成した若者が地域で行う防災活動等を支援していきます。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

・南海トラフ地震の発生に備え、令和6年能登半島地震の教訓もふまえつつ、被害想定の見直しを行うとともに、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を進め、県民の生命と財産を守るために必要な対応策を検討します。

・県民が外出先においても津波等から避難できるよう、適切な避難行動を促すための情報発信を強化します。また、線状降水帯等による豪雨の発生が予測される際に、県民一人ひとりがリスク情報を的確に把握し、適切な避難行動につなげることができるよう、情報発信や啓発を強化します。

・避難所の環境改善を図るため、非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を促進するとともに、津波から県民の命を守るため、津波避難タワー等の整備を加速します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

・能登半島地震の被災地では、ボランティア団体やNPO等による長期的な支援が必要となることから、MVSCにおいて、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、みえ災害ボランティア団体バンク登録団体等と連携し、被災地の支援ニーズに応じたボランティア活動が、迅速かつ円滑に行えるよう取り組みます。

・また、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、研修会や防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みます。

④ 学校における防災教育の推進

・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身につける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。

・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身につけるため、学校防災等リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みます。

・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を東日本大震災などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。

・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みます。

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>県開催の人権啓発イベント等への参加者数や県人権センターの利用者数は、わずかに目標に達しなかったものの、人権教育の成果が目標を達するとともに、令和4年度に実施した人権に関するアンケート調査では、「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」が高まっているなど、県民の人権意識の向上に一定つながったと考えられます。</p> <p>また、相談体制については、令和5年度の改正条例の全面施行に向け、運用方針(実務マニュアル)の作成や県人権センターへアドバイザーを配置する準備を行うなど相談体制を構築しました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣するなど、地域での取組の促進を図っています。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「差別解消条例」という。)で新たに規定された基本理念や人権問題をめぐる状況の変化をふまえ、人権施策基本方針および行動プランの改定を進めています。

② 人権教育の推進

- ・子ども支援ネットワークの関係者と協働し、子どもが主体となって保護者や地域住民に人権尊重の意識を広める活動に取り組みました。
- ・人権教育の取組を通じて、多くの子どもたちが人権を守るための行動をしたいと考えるようになった一方で、人権問題によって学習の実施状況に差がみられることから、さまざまな教科領域での学習方法等を紹介する「個別的人権問題に関する学習促進資料」を作成しました。
- ・人権問題を解決するための手段に関する考え方など、人権問題に関する教職員意識調査から明らかになった課題をとらえ、教職員研修の充実を図りました。
- ・差別解消条例をふまえ、学校における人権教育を一層推進するため、三重県人権教育基本方針を改定しました。

- ③ 人権擁護の推進
- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組んでいます。
 - ・多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置しています。
 - ・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しています。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書き込みの未然防止に努めています。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数						①	
—	40,400人	41,800人	—	43,200人	—	46,000人	—
39,312人	38,754人	—	—	—	—	—	—
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合						②	
二	89.5%	92.1%	102.2%	94.7%	二	100%	a
86.9%	93.1%	94.1%	—	—	—	—	—
人権に係る相談体制の充実に向けた取組						③	
—	相談体制の充実に向けた検討	相談体制の充実	—	相談体制の充実	—	相談体制の充実	—
相談体制の確保	相談体制の構築	—	—	—	—	—	—

3. 今後の課題と対応
- 基本事業名
・令和6年度以降に残された課題と対応
- ① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進
- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつあるものの、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせ等の「感性に訴える啓発」など、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組みます。
 - ・令和4年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると差別解消条例について、特に、20歳代の若い世代の認知度が低いことから、若者世代をターゲットにしたSNS等を活用した啓発に取り組みます。
 - ・より多くの方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会への講師派遣等により人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- ② 人権教育の推進
- ・教育公務員が土地購入の際にその土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出

るという部落差別を行い、その行為に対して差別解消条例に基づく説示が出されたことを受け、全教職員を対象に部落問題に関する研修に取り組みます。具体的には、全教職員を対象に「部落問題認識を深めるためのオンデマンド研修」、「部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修用リーフレットの作成・配付」、「研修用リーフレットに基づいた校内研修」を実施します。

・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会として「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます。

・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。

・改定した三重県人権教育基本方針のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、改定内容を周知するとともに、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を示した「人権教育ガイドライン」を作成し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

・人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上を図るための研修等を実施するとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。

・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置するとともに、相談方法の拡充を図るため、新たにSNSによる人権相談を実施します。

・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書き込みの未然防止について、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所数が増えるなど、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーの実態調査、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動として、会員企業において「オンゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座を含む)」を実施します。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を実施します。
- ・「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、今後の子ども施策の推進に活用します。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、53事業を採択しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児・家事の事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を開催し、男性の育児参画に関する普及啓発を行うとともに、家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画等を作成し、両親学級等さまざまな機会での活用を通じて、男性の家事・育児スキルの向上に取り組みます。
- ・男性の育児休業を推進する上での課題について、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会や、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めます。また、地域の企業が子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備します。

- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」にて、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供や人材の育成に取り組みます。
- ・家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援WEB講座を充実させ、保護者の負担感・不安感の軽減を図ります。
- ・平成28年度に、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため策定した「みえ家庭教育応援プラン」について、家庭や子どもの育ちをめぐる変化や課題を分析したうえで、改定を進めていきます。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣や勉強会の開催、インターンシップ研修を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援を行います。また、学校給食のない期間等に、子ども食堂を開設する飲食店や朝食を提供する子ども食堂を掘り起こすことで、子どもの居場所の拡大を進めていきます。
- ・ひとり親家庭の生活の安定のため児童扶養手当を支給するほか、県独自の取組として物価高騰を受けた低所得のひとり親世帯を対象に給付を行っています。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを令和5年度から母子・父子福祉センターにおいて運用しています。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町(8市町)へ補助しています。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、小学5、6年生を新たに対象に加えるとともに、オンラインの活用などにより児童・生徒(小中高生26名参加)の状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。
- ・ヤングケアラーの認知度向上のため、県民向け啓発フォーラムを開催(8月26日、166名参加)しました。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ハンドブックを活用した出前講座を実施していきます。さらに、市町がヤングケアラーの家庭の家事援助等に活用可能な補助金を創設するとともに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、体制整備を進めています。
- ・就学支援金を26,854人、奨学給付金を3,101人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を287人に行い、高校教育に係る経済的負担の軽減を図りました。奨学給付金については、家計急変世帯も支援対象にするとともに、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みました。
- ・小中学校における就学援助費のうち「新入学学用品費等」について、各市町で入学前支給に取り組まれるよう働きかけを行い、令和6年度の入学前支給は全ての市町で実施されることになりました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座を開催しているほか、地域支援ネットワークの構築推進のため市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成や、市町を訪問しての意見交換など、地域における支援体制の充実に取り組んでいます。
- ・初診予約方法について、これまでの電話予約に加えて電子申請を導入し、24時間予約申込可能とするなど、初診予約方法の改善を進めています。
- ・途切れない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM

と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進します。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)							①
—	163 企業・団体	200 企業・団体		210 企業・団体	—	230 企業・団体	
153 企業・団体	190 企業・団体			—	—	—	
子どもの居場所数							③
—	90 か所	105 か所		120 か所	—	150 か所	
78 か所	135 か所			—	—	—	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)							④
—	177 人	328 人		350 人	—	377 人	
127 人	228 人			—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・地域における継続的なイベント開催を支援する補助金を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業や子ども・子育て支援団体と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。
- ・令和5年度に実施する「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画(仮称)の策定に取り組みます。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、令和5年度に採択した事業の効果を把握し、効果が高い取組が他の市町にも広がるよう周知に努めるとともに、引き続き補助を行うことにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・依然として男性の育児休業取得率が低いと、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。
- ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行っていきます。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する「子どもの居場所」の活動に沿った人材育成の充実等さまざまな

「子どもの居場所」のニーズに対応していきます。

- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、母子父子福祉センターにおいて運用する「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムのFAQ(想定する質問内容)の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するために貸付を行う母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応することで、貸付制度の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大し、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」が最終年度となることから、本県の状況とひとり親家庭を取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。
- ・ヤングケアラーへの支援体制をさらに強化するため、関係機関等の職員を対象とした研修や、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。
- ・第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ・初診予約方法について、これまでの取組の検証を行いながら、引き続きよりよい方法を検討していきます。

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講の機会や定員を増やして取り組んだ結果、研修修了者数が目標を上回るなど、幼児教育・保育の質の向上に向けた取組が進んでいます。</p> <p>一方、「三重県保育所・保育士支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などに取り組んだものの、待機児童発生率の主な要因である保育士や放課後児童支援員の不足が続いていることから、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・県内の認定こども園で不適切保育事案が発生したことから、10月12日に市町への説明会を開催し、県と市が合同で実施した特別監査の結果についての情報共有等を行いました。再発防止を図るため、保育士等を対象とした研修会を実施しています。
- ・待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町への支援を一部拡充して行っています。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象枠を拡充して、貸付を行っています。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施しています。また、保育士の確保に向け、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修を実施するほか、Web サイト「みえのほいく」による情報発信を行っています。
- ・潜在保育士の保育現場への復帰に向けて、県内で保育士登録されている有資格者に対して、三重県保育士・保育所支援センターや保育士就職支援準備金貸付制度の紹介や、保育士に関する研修会やイベント、現場見学や職場体験などの情報提供を行います。
- ・令和4年度に実施した現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信します。また、指定保育士養成施設や関係機関等と連携を図り、みえ自然保育協議会を立ち上げ、自然保育の魅力発信等に取り組んでいます。
- ・幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、通園バスに設置が必要な機器等の整備に対する支援を行っています。
- ・市町による地域の子育て支援を充実させるため、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修について、新たに「地域子育て支援コース」を加え、オンラインで実施して

- います。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人の支援を行っています。
 - ・物価高騰の影響を受けた私立幼稚園や認可外保育施設、保護者の負担軽減を図るため、給食費、電気・ガス料金、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部の補助を行っています。
 - ・県内各市町の幼児教育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を図るため、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、各施設等における取組への指導・支援を行うため、幼児教育アドバイザー等を40回派遣しました。また、生活習慣チェックシートを各幼児教育施設に配布し、幼児教育施設と家庭が連携した就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促進しました。
- ② 放課後児童対策の推進
- ・放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の確保等に向けた支援を行っています。
 - ・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援しています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数							①
—	0人	0人		0人	—	0人	
64人	103人			—	—	—	
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)							①
—	9,500人	13,000人		13,500人	—	14,000人	
8,221人	11,384人			—	—	—	
放課後児童クラブの待機児童数							②
—	0人	0人		0人	—	0人	
28人	52人			—	—	—	

3. 今後の課題と対応
- 基本事業名
・令和6年度以降に残された課題と対応
- ① 幼児教育・保育サービスの充実
- ・県内の認定こども園での不適切保育事案の発生を受け、県内の保育士の離職防止および保育所等の勤務環境改善を進めるため、新たに私立保育所等に対して、専門家などによるアウトリーチの相談支援等を行うことにより、保育人材の確保や働き方改革による処遇改善等を図ります。また、不適切保育の防止のための研修を実施します。
 - ・待機児童を解消するためには、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士をめざす学生等への貸付や保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助等を行います。また、保育士の業務負担を軽減するため、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保

育士を加配している私立保育所等への支援を拡充します。

・保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用して保育士等キャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境の改善を支援します。

・市町による地域の子育て支援を推進するため、支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。また、医療的ケア児や障がい児の保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。

・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を引き続き支援します。なお、今後も認定こども園等への移行を希望する園があれば、支援を行います。

・保育の仕事の魅力発信につなげるため、関係団体、市町と連携して、中学生の保育現場での職場体験等の機会を拡大します。

・県内の幼児教育の質の向上および幼保小接続について、地域の実情に応じた取組を一層推進するため、市町と連携した研修会等に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

・放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組むとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を拡充します。

・多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援します。

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したことにより、新型コロナの影響を受けた県民の皆さんの文化活動が回復しつつあり、文化にふれ親しむ環境や学習機会の提供が進んでいます。また、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造、文化を生かして地域の活性化につなげる取組の重要性が高まっており、それら施策を一層推進する必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興条例」に基づき、文化にふれ親しみ、創造する環境づくりや人材の育成などについて具体的な施策の方向性を示した「三重県文化振興計画(仮称)」の策定を進めています。
- ・県総合博物館では、三重の自然と歴史・文化を紹介する企画展を開催するとともに、本県出身のアニメーション映画監督・高畑勲氏を紹介する特別展を実施しました。また、県立美術館では、近現代の代表的な画家や本県出身で陶磁器デザインの先駆者で知られる作家を紹介する展覧会を開催しました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するなど、各県立文化施設において、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しています。
- ・県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」と位置づけ、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、三重の文化についての理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信する取組を進めています。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・歴史的・文化的に価値の高い文化財を保護するため、県指定・国登録等の措置に向けた取組を行い、1件の県指定、2件の国登録を受けました。国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。市町による文化財保存活用地域計画の作成支援を行い、2件が国の認定を受けました。
- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、関係市町・部局等と連携して計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めました。また、世界遺産追加登録候補の資産を含めた熊野参詣道伊勢路の学術調査を開始し、調査報告書(伊勢市～大紀町編)を刊行するとともに、追加登録の気運醸成のため、講演会開催・SNSでの情報発信を行いました。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の映像記録の作成支援を行うとともに、地域の文化財の魅力を伝えるホームページを開設し、広く情報発信しました。また、

未来の担い手育成に向けて、子どもたちで結成された「みえ祭協力隊」による体験取材・情報発信などの機会を創出しました。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しています。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催しています。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・社会教育委員の会議において、市町の社会教育関係者の取組を活性化させるためのネットワーク構築に向けた議論を進めるとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しました。

・鈴鹿青少年センターについては、PFI事業を活用し、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として改修しました。熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していくため、自然環境を存分に生かし、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%		74.6%	—	76.6%	
71.6%	75.5%			—	—	—	
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84万人	100万人		130万人	—	140万人	
70.5万人	98.2万人			—	—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
二	72件	77件		82件	二	92件	
67件	79件	117件	151.9%	—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

・「三重県文化振興条例」とあわせて、今後の文化施策の方向性を具体的に定めた「三重県文化振興計画(仮称)」により、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。

・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を開催するとともに、県総合博物館や県総合文化センターなどの開館周年記念にあわせて、特別な展示や子どもから大人まで多くの世代が楽しむことができる連携イベントを実施します。

・県立美術館では、令和14年度の開館50周年に向けて、子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を提供するため、収蔵作品の充実に向けた取組を進めます。また、斎宮では、認知度向上

のための情報発信、誘客促進、発掘体験などの体験コンテンツの造成、ガイド養成などによる斎宮跡を周遊できる仕組みの構築等、斎宮を核とした文化観光により、斎宮の賑わいを創出します。

② 文化財の保存・活用・継承

・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を積極的に行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組ま

ず。
・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手育成につなげます。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・「人生100年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組めます。

・鈴鹿青少年センターについては、全面リニューアルした施設を効果的に広報することで利用者の拡大を図るとともに、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。熊野少年自然の家については、利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、一層の利用促進を図ります。

報告 1

令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施
要項について

令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項につい
て、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長



令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募集

(1) 応募資格

ア 特別選抜

特別選抜を志願することのできる者は、県内高等学校の工業に関する学科を令和7年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とする。

イ 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和7年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者

ウ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和7年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 特別選抜の募集人数は14人程度とする。

※ 一般選抜の募集人数は入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数とする。

※ 再募集の募集人数は入学定員より特別選抜及び一般選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
特別選抜	令和6年9月2日（月）から9月6日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
一般選抜	令和6年9月26日（木）から10月2日（水）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
再募集	令和6年12月16日（月）から12月20日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

(ア) 専攻科入学願書【様式1】

(イ) 収入証紙納付書【様式2】(入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。)

(ウ) 専攻科受検票【様式3】

(エ) 志願理由書【様式4】

(オ) 最終出身学校長からの調査書

(カ) 推薦書【様式5】(特別選抜のみ)

(キ) 返信用封筒(受検票返送用:宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。)

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は(キ)を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 特別選抜

検査期日	令和6年9月13日(金)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時10分まで	小論文
	10時20分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和6年9月20日(金)に合否通知書を出身高等学校長に通知する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 一般選抜

検査期日	令和6年10月9日(水)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査(機械または電気)
	10時05分から10時35分	実技検査
	10時40分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和6年10月16日(水)9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(3) 再募集

検査期日	令和7年1月7日(火)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査(機械または電気)
	10時05分から10時35分	実技検査
	10時40分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和7年1月14日(火) 9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL:059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。



報告2

令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長



令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

1 日時

令和6年4月26日(金) 10:00~11:00

2 場所

三重県庁 教育委員室

3 会長・副会長の選出

会長・・・伊藤 信成 委員(三重大学教育学部長)

副会長・・・澤井 広美 委員(四日市市立桜中学校長)

4 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択について諮問【資料1】

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 令和7年度使用中学校用教科書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和7年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料

5 事務局からの説明

教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・ 教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書採択の仕組みの概要
- ・ 本年度は、令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択の年であり、県教育委員会は、本審議会での審議を踏まえ、市町教育委員会及び国立・私立学校長の行う教科用図書の採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこと
- ・ 三重県教科書センターで、6月14日から7月18日までの期間のうち14日間、教科書展示会を開催する予定であること

6 審議

(1) 教科用図書採択地区協議会規約例(案)について【資料2】

(2) 教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準(案)について【資料3】

(3) 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目(案)について【資料4】

(4) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について

※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<事務局からの説明の概要>

- ・ 教科書採択における公正確保を徹底する必要があること
- ・ 英語の学習者用デジタル教科書を調査し、教科書採択の考慮の一事項とすることができること
- ・ 審議(1)各地区が採択地区協議会を開催する際に必要となる「採択地区協議会規約」を、例として県が示すこと

- ・ 審議(2)各地区において採択を行う際の基準となる採択基準を県が示すこと
- ・ 審議(3)調査員が調査を実施する際の項目を県が示すこと

<審議の概要>

【質問】 審議(1)、(2)、(3)に示されたことをもとに、各教科用図書採択地区で、「採択地区協議会規約」や「採択基準」、調査員が調査を実施する際の調査実施項目が決められるということでしょうか。

(回答) 御認識の通りである。

【質問】 ICTの活用について、審議(2)に明記する必要はないか。

(回答) 審議(2)は採択事項全般に関することを示しており、教科書の調査を行うための項目が審議(3)である。審議(3)の1(3)にICTの活用について示しており、ICTを活用した学習活動の工夫について、調査していく予定である。

【質問】 英語の学習者用デジタル教科書の調査について、実際にデジタル教科書を使用して調査ができるのか。

(回答) 英語の学習者用デジタル教科書の調査については、今年度5月上旬頃、デジタル教科書の一部が見本として文部科学省から提供される予定であり、調査を実施していく。

【質問】 審議(1)から審議(3)について、昨年度の調査から変更しているところはないか。

(回答) 審議(2)の2について、国の通知や県内の実状・意向を踏まえ、各採択地区において円滑な採択業務を行いつつ、開かれた採択に努めることができるよう一部変更した。

○審議の結果、審議(1)～(4)について、原案通りと決定された。【資料2～4】

7 その他

令和6年6月14日に、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

資料 1

教委第05-56号
令和6年4月26日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択について

(理由)

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町の教育委員会及び義務教育諸学校（公立を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び同法施行令第8条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 令和7年度使用中学校用教科書の採択基準
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 令和7年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条第1項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

審議 (1)

教科用図書採択地区協議会規約例 (案)

〇〇採択地区協議会規約

第一章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2. 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2. 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員〇人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければならない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

査員を置くことができる。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

〔 備 考 〕

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること
 - ・保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

審議 (2)

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準 (案)

令和7年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会の概要を公表するなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領 (平成29年3月31日 文部科学省告示第63号) の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和7年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

審議 (3)

三重県教科用図書選定審議会調査員（中学校調査員）の調査実施項目（案）

- 1 学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫
 - (1) 各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考える学習など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
 - (2) 言語能力や論理的思考力の育成を図るための工夫
 - (3) 情報活用能力の育成に向け、ICT を活用した学習活動の充実を図るための工夫
 - (4) 学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりするための工夫
 - (5) 各教科の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携した学習を実施するための工夫
 - (6) 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促すための工夫
 - (7) 他の教科等との関連を図った学習活動を充実するための工夫

- 2 使用上の便宜
 - (1) 内容別配当の分量
 - (2) 教材・資料等の分量
 - (3) 内容の配列及び造本上の特徴、特別な配慮を必要とする生徒等への配慮編集上の工夫等

- 3 その他
今日的課題への配慮や各種目において調査を必要とする事項等

報告 3

令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会 入賞者一覧

<団体>

成績	競技	種目	学校名
2位	登山(スポーツクライミング)	男子団体	近畿大学工業高等専門学校
2位	登山(スポーツクライミング)	女子団体	鈴鹿
3位	テニス	女子団体	四日市商業
5位	ソフトテニス	男子団体	三重
5位	ソフトテニス	女子団体	三重
5位	ハンドボール	女子団体	四日市商業

<個人>

成績	競技	種目	名前	学校名
優勝	新体操	男子個人総合	山本響士郎	高田
優勝	新体操	男子ステイック	山本響士郎	高田
優勝	新体操	男子リング	山本響士郎	高田
優勝	新体操	男子ロープ	山本響士郎	高田
優勝	ウエイトリフティング	男子81kg級クリーン&ジャーク	田島宗	四日市中央工業
優勝	自転車競技	4km速度競走	森下圭祐	三重
2位	新体操	男子クラブ	山本響士郎	高田
2位	ウエイトリフティング	男子81kg級トータル	田島宗	四日市中央工業
2位	ボクシング	女子フライ級	乙部日真里	白山
3位	登山(スポーツクライミング)	女子総合	山真奈実	鈴鹿
3位	ウエイトリフティング	男子61kg級クリーン&ジャーク	真崎響	石薬師
3位	レスリング	男子71kg級	神谷樹生	いなべ総合学園
4位	ウエイトリフティング	男子81kg級スナッチ	田島宗	四日市中央工業
5位	相撲	無差別級	中西鋭	宇治山田商業
5位	ウエイトリフティング	女子55kg級クリーン&ジャーク	伊阪夏妃	鈴鹿
5位	レスリング	男子51kg級	山田謙心	いなべ総合学園
5位	ボクシング	女子ライト級	田中陽向	明野
6位	ウエイトリフティング	男子61kg級トータル	真崎響	石薬師
7位	ウエイトリフティング	女子55kg級トータル	伊阪夏妃	鈴鹿
8位	ウエイトリフティング	男子61kg級スナッチ	真崎響	石薬師
8位	ウエイトリフティング	女子55kg級スナッチ	伊阪夏妃	鈴鹿

報告4

令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会実施要項

- 1 主 催 三重県教育委員会、三重県高等学校体育連盟、三重県関係競技団体
- 2 主 管 三重県高等学校体育連盟当該専門部
- 3 後 援 公益財団法人三重県スポーツ協会
- 4 開催期日 令和6年5月31日(金)～6月2日(日)
(ただし、一部種目は別日程にて開催。種目別競技日程一覧 参照)
- 5 開催場所 県内各地(種目別競技日程一覧 参照)
- 6 参加資格 三重県高等学校体育連盟に加盟している三重県内の高等学校の生徒及び別途参加を認めた生徒とする。
- 7 準備委員会 県高体連本部役員、県高体連各競技専門部
- 8 本 部 県立稲生高等学校内 高体連事務局 TEL:059-380-2500
FAX:059-380-2501
- 9 記録報告 各専門部から本部に報告
- 10 採点方法 ①総合得点により、総合成績を決定する。
②同点の場合は1位の数によって決定する。
③種目別得点
*全種目において参加点(地区予選含む)1点を与える。
*1位(11点)2位(9点)3位(7点)4位(6点)5位(5点)6位(4点)
7位(3点)8位(2点)参加点1点(地区予選を含む)
*3・4位及び5・6・7・8位を決定しない場合は、それぞれの合計得点を等分する。
*冬季競技種目の得点については前年度の種目順位別得点とする。
*参加校が1校の場合の得点は参加点(1点)のみとする。
- 11 表 彰 総合成績全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校に持ち回り優勝旗、優勝杯、優勝盾を授与し、全日制では6位まで、定通制では3位までに県教育委員会及び高体連から賞状と高体連から盾を授与する。
【期 日】令和6年7月9日(火)
【場 所】三重県総合文化センター 多目的ホール

令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会競技別日程一覧(全日制)

競技名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	5月24日(金)、25日(土)、26日(日)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	雨天決行
2 水泳	6月16日(日)、22日(土)、23日(日)	水球: 6/22 競泳: 6/22.23 飛込: 6/16 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	"
3 体操	5月31日(金)、6月1日(土)	新体操: 5/31 三重県営サンアリーナ 体操: 6/1 三重県営サンアリーナ	"
4 野球	4月13日(土)、14日(日)、20日(日) 21日(日)、27日(日)	四日市市、津市、松阪市、伊勢市 各野球場	春季大会を充てる
5 軟式野球	5月31日(金)	ドリームオーシャンスタジアム	雨天順延
6 テニス	4月13日(土)、14日(日)、27日(土)、28日(日)、29日(月) 5月3日(金)、31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	個人戦: 4/13.14.27.28.29.5/3 各地区テニスコート、四日市テニスセンター 団体戦: 5/31.6/1.2 四日市テニスセンター、四日市市三滝テニスコート	雨天決行
7 ソフトテニス	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	個人戦: 5/31.6/1 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場、伊勢市営庭球場 団体戦: 6/2 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場、伊勢市営庭球場	雨天順延
8 卓球	4月20日(土)、21日(日)、27日(土) 5月3日(金)、4日(土)、6月1日(土)、2日(日)	個人戦: 4/20.21.27.5/3.4 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館 他 団体戦: 6/1.2 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
9 サッカー	5月3日(金)、11日(土)、12日(日)、18日(土) 25日(土)、31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	男子: 5/3.11.18.25 県内各地 5/31.6/2 四日市市中央陸上競技場、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 女子: 6/12.18.25 県内各地 5/31.6/1 会場未定 6/2 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	"
10 バレーボール	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	安濃中央総合公園内体育館 他	"
11 バスケットボール	4月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)、29日(月) 5月3日(金)、31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	4/20.21.27.28.29.5/3 各地区高校体育館 5/31.6/1.2 マツヤマSSKアリーナ、伊賀白鳳高校、亀山高校、白子高校	"
12 ソフトボール	5月25日(土)、6月1日(土)、2日(日)	男子: 亀山市東野公園 女子: 熊野市山崎運動公園 くまのスタジアム 他	雨天順延
13 ハンドボール	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	四日市市総合体育館 他	雨天決行
14 バドミントン	5月3日(金)、4日(土)、5日(日) 5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	個人戦: 5/3.4.5 三重県営サンアリーナ、三重交通G スポーツの杜 伊勢 団体戦: 5/31.6/1.2 三重県営サンアリーナ	"
15 ラグビー	5月18日(土)、25日(土)、31日(金)、6月2日(日)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	"
16 相撲	6月1日(土)	宇治山田商業高校	"
17 柔道	6月1日(土)、2日(日)	名張市武道交流館いきいき	"
18 剣道	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	亀山市西野公園体育館	"
19 弓道	6月1日(土)、2日(日)	鈴鹿市武道館	"
20 登山	5月25日(土)、26日(日)	三重郡菟野町: 朝明茶屋キャンプ場、朝明溪谷、釈迦ヶ岳周辺登山道	雨天順延
21 ウエイトリフティング	6月1日(土)、2日(日)	石薬師高校	雨天決行
22 レスリング	5月24日(金)、25日(土)、26日(日)	鳥羽高校	"
23 自転車競技	4月28日(日)、5月12日(日)、19日(日)	ロード: 5/12 松阪市中部台運動公園 トラック: 4/28.5/19 松阪競輪場、四日市競輪場	"
24 ヨット	6月1日(土)、2日(日)	伊勢湾海洋スポーツセンター (津ヨットハーバー)	雨天順延
25 ローイング	6月1日(土)、2日(日)	奥伊勢湖漕艇場	"
26 フェンシング	6月1日(土)、2日(日)	海星高校	雨天決行
27 ホッケー	6月2日(日)	未定	"
28 ボクシング	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	久居農林高校	"
29 空手道	5月31日(金)、6月1日(土)、2日(日)	ヤマモリ体育館	"
30 なぎなた	6月2日(日)	高田高校	"
31 アーチェリー	6月1日(土)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	"
32 カヌー	5月19日(日) (伊賀ダムが使用できる場合) 6月1日(土)	三好池カヌー競技場 伊賀ダム	"
33 スキー	5月12日(日)、13日(月)	岐阜県ほおのき平スキー場	"
34 ボウリング	5月26日(日)	未定	"
35 ゴルフ	5月27日(月)、28日(火)	白山ヴィレッジゴルフコース	"
36 ライフル射撃	6月1日(土)	三重県営ライフル射撃場	"
37 馬術	6月1日(土)	高田学苑 馬術競技場	"

令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(定通制)

競技名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	6月2日(日)	四日市市中央陸上競技場	雨天決行
2 軟式野球	6月9日(日)	未定	雨天順延
3 ソフトテニス	5月19日(日)	みえ夢学園高校	"
4 卓球	6月2日(日)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
5 サッカー	6月2日(日)	四日市工業高校	"
6 バレーボール	6月9日(日)	桑名工業高校	"
7 バスケットボール	6月9日(日)	みえ夢学園高校	"
8 バドミントン	5月25日(土)	北星高校	"
9 柔道	6月1日(土)	名張市武道交流館いきいき	"